

弘前市協働によるまちづくり推進審議会 会議録概要 (第2回)			
日時	令和7年9月29日(月曜日) 18時00分～20時00分		
場所	弘前市役所市民防災館3階 防災会議室	傍聴者	なし
出席者 (18人)	委員 (11人)	小谷田会長、奥野委員、野口委員、下山委員、葛西(紘)委員、山田委員、小森委員、安田委員、大塚委員、葛西(聖)委員、棟方委員	
	執行 機関 (7人)	市民協働課	土岐課長、山崎課長補佐、佐藤主幹兼協働推進係長、工藤主査、佐々木主事、吉田主事、山内主事
会議概要			
1 開会			
2 議事			
報告 (1) 協働によるまちづくりに関する市民意識アンケート報告書について			
説明 (1) 令和7～9年度における審議方針について (2) 平成28年度～令和元年度の審議、答申について			
3 事務連絡			
4 閉会			
【各委員の意見等】			
報告 (1) 協働によるまちづくりに関する市民意識アンケート報告書について (事務局から説明)			
会	長	：ありがとうございます。このアンケートは市民協働課が独自に行っている調査ですが、ただいまの事務局からの報告について何か、ご感想やご意見、ご質問などございますか。	
委	員	：このアンケートは細かく分析されているので、とてもわかりやすかったと思いますし、抜粋の意見も、今までのアンケートよりも、細かく要望というか意見がはっきり出ているのがわかりやすかったと思います。ただ、性別で男女に分けていますよね。例えば意見だけでも男女を分けて、意見の違いがあるかどうかを、私はちょっと見てみたかった	

たなと思いました。

事務局：ありがとうございます。おっしゃる通り、今回初めてクロス集計を行いました。このクロス集計を行えばよいのではという意見も、審議会から出たものでしたので、採用させていただきました。男女別というもので、傾向も何かわかるかもしれませんが、検討させていただきます。ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。もうひとつ方ぐらいいらっしゃいますか、どうでしょう。問4に、「協働」という言葉の意味を知っていますか。」という質問があるのですが、ポイントが令和5年度に比べて倍になっています。これについて、どのように思われますか。

委員：はい。先ほど事務局の説明にあった通り、「知っている」が急激に増えた要素として私も最初、未回答がかなり激減しているので、それが振り分けられたのかなとは思ったんです。前回の調査が12月の後半で年末の忙しい時期で、前々回は年明けてすぐの1月のまたこれ忙しい年末年始だったのが、今回は少しそれから時期がずれたので、それが影響したのかなとは思ったのですが、ただそれだと「知らない」という回答が減っているのが、ちょっと説明がつかない、ということになって。そこで次に思ったのが、これは私の願望も少し入っているのですが、協働という言葉に触れる機会が少しずつ増えてきた影響なのかなというふうに、考えてみました。ちょっと前までは「共同募金」とかですね、「協同組合」という、文字が違う「きょうどう」というのは我々に親しみのある「きょうどう」だったんですけども。この協力の協に働くっていう字は、行政関係の人は大分前から知っているんでしょうけれども、我々普通の生活をしている立場からすると、何か新しい言葉で慣れない印象がすごくあったような気がします。この審議会の委員ですので、気持ちとしては、市民協働課さんとかが継続的にこつこつと色々な発信をしてきて、それがじんわりじんわりと、浸透してきたんじゃないかなって考えたい気持ちは強いんですけども。それだけではなくて、私は福祉分野なんですけど、福祉の分野でも地域住民とか、他の団体やNPOとの協働というこの文字を使った協働という

のはもう基本的な用語として使われていますし。あと比較的市民の関心が高い、防災の分野とかでも、住民や企業との協働というような言葉が色々なメディアとかでも取り上げられて、我々が目にすることも多くなったのかなと感じています。行政サービスが昔の形とあり方を変えていく中で、様々な分野で協働という言葉が使われて、我々の目に触れるような機会が多くなった影響かなと個人的には思いました。

会 長：ありがとうございました。それでは、次の議題です。説明案件に入ります。説明の「(1) 令和7年～9年度における審議方針について」事務局から説明をお願いいたします。

説明 (1) 令和7～9年度における審議方針について

(事務局から説明)

会 長：ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

委 員：はい。説明はよくわかったんですけども。これまでだと、単年度で下期に答申というのを繰り返してきたので、毎年完結していたんですけども、今の説明ですと、3年間にわたって、1つの大きいテーマについてやるということですが、開催時期なんですけれども、これまで通りこの秋口に何回かやるっていうやり方なんでしょうか。1つ懸念されるのが、今年度これから説明をたっぷり受けて、2回か3回やると思うんですけど。来年度、今度またやるのが10月だと、審議する段階でもう何の説明を受けたのかが飛んでしまってるような。そしてまた次の年だと、非常にロスが大きいような気がするんですが、その計画はどういう感じでしょうか。

事務局：おっしゃる通り、開催時期は年度末を避けて実施していきたいと考えていますが、例えば今年度、これまでであれば7月から11月の間で行っておりまして、翌年度の7月までかなり間があいてしまっておりまして。従いまして、開催時期に関しましては、これまでと同様の時期

に行うこととし、時期が空いている期間については、事務局より資料を送付し、皆様に内容について、もう一度復習をしていただくような、あるいはご意見を聴取するような形を取ることができればと考えております。

会 長：いかがですか。よろしいですか。

委 員：はい、わかりました。

会 長：ありがとうございました。続きまして「説明」の（２）です。「平成２８年度から令和元年度の審議、答申について」事務局からの説明、よろしく願いいたします。

説明 （２）平成２８年度～令和元年度の審議、答申について

（事務局から説明）

会 長：はい。ありがとうございました。ただいま事務局からの説明にもありましたように答申につきましては、当審議会ですべて審議し、答申として市にすでに提出しているものになります。よって、再度内容について審議するということはございません。その一方で答申を受けての市の対応、それから審議の進め方、事務局配布資料などについては、委員の皆様からの感想、意見、質問などをお受けいたしたいと思っております。いかがでしょうか。何かご意見ございますでしょうか。どうぞ。

委 員：質問させていただきたいのですが、資料の３－３になります。平成３０年です。事務局配布資料の３枚目にある資料５の３ページになるかと思いますが、公募の委員で「本市の区域内に住所を有する者」という応募資格について、通勤または通学している人を加えることができるように応募資格を拡大した、ということなのですが。それで前のときに条例とかいただいていた、そもそもの定義として市民の定義が、住所を弘前市内に有するものとなっていたかと思いますが、学生につ

いてはそれがない。要するに、通学で大学に通っている場合には対象になるという理解でまずよろしいのかと。条例上です。勤務先の大学でも弘前市外から通学している学生が実際におりますし。同僚で、やはり弘前市外から通勤してくる方もいるんですけども、その場合は対象外なのかなと、条例を見ていて思ったような記憶があるんです。その理解でまずよろしいのかということ、教えていただけたらと思います。

事務局：はい。基本的には市内に居住されている方を審議会の公募委員としては対象としておりますが、例えば何かしらの機関に推薦依頼を出しまして、その方が市外の方であった場合は、その方を審議委員として依頼しております。以上です。

委員：それで、そもそもの条例における市民の定義ということなんですが、条例において学生については、市外に居住しても通学していれば、要するに条例上の構成員になるわけですけども、条例上は市外に住所があって、また、例えばここに参加していても、本来、条例上は市民に含まれないという理解でよろしいのかというのが私の質問です。条例の解釈で。

事務局：はい。この条例に関しましては、おっしゃる通り、弘前市民に対して適用しております。ただ、市民が豊かな生活をする上で、周りとの関連が必要な、ということも考えられますので、すべてが市民だけで完結するということではございません。

委員：ちょっとよろしいですか、定義ということで。大学生の場合であれば結局、構成員ということで条例の定義上もということなんですが。ただ通勤ということで、弘前市に毎日のように来て働いている人について市内に住所がないということであるならば、要するに条例上、あくまで学生なので、例えば高校生でも私立高校に市外から通っている生徒もおそらくいると思いますが、大学生ならばその構成員としてそのまま協働の対象になるけれども、例えば私立の高校生で、毎日のように弘前に来ているけれども、高校生で住所が市外であるならばやはり

含まれないという理解になるかと思えます。子どもに関しても条例上は住所は市内の住所というのが書いてあったと思えますが、まずはその理解でいいのかということと。それが問題になっていなかったならば、例えばこの公募委員ということで、こういうことで要件を変えたということがあり、条例の見直しということになるならば、そこはこれからも検討する余地もあるのかなと思ったので質問させていただいたということです。以上です。

事務局：はい。ありがとうございます。今手元にご説明できる資料がございませんので、次回、回答したいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

会長：よろしいですか。ありがとうございました。その他に、委員どなたかございますか。どうぞ。

事務局：補足で私の方から。まちづくり条例の色々な主体の定義がどうなっているかというところの質問だと思います。一応条文に書いている部分としましては、市民の定義は市内に居住するすべてのものということで、住んでいる方です。学生に関しては、市内に居住し高等教育機関に在学する者、または市内に存する高等教育機関に在学するものとなっています。また子どもに関しては、市内に居住する義務教育小学校の児童もしくは生徒または高等学校等の生徒をいいますということで、条例に規定しております。今のご意見等も踏まえて、色々今後また、協議していくという形になると思いますのでよろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございました。それでは他に何かご意見ございますでしょうか。それではですね、ちょっと指名させていただきたくて。よろしいでしょうか。これまでの審議を振り返って、意見等ございますでしょうか。

委員：感想の部分でも大丈夫なんですよね。ちょっと思ったのが、やはりコロナ流行前というところで、やはり時代の変化があったなっていうの

が少しお話を伺って、改めて感じたところです。特に若者向けの情報発信だとか、またそういう対面を基本にした現物の配布とかで、今の時代ではもう少し色々なやり方っていうのがある中で、そういった変化っていう部分が、中でも今の時代にあって、やり方っていうところも、やはり色々あるのかなというところは、話を聞いていて感じたところです。そんな感じでよろしいでしょうか。

会 長：ありがとうございます。それではもうひとつ、いかがでしょうか。新しく委員になられて、市がこのような審議会を開催していることについて、感想等ございますでしょうか。

委 員：自由意見なんですけれども。まずこの審議会に入る前に、まちづくり活動自体を知らなかったんですけれども、この内容もそもそも私も同じ意見でして。まちづくり活動自体を知らなかったので、情報発信を頑張りたいということ。そしてできるだけ多く、農家の方もこのまちづくりに関して少しでも参加してほしい、都市部だけでなく、田舎の方で農家とかの皆さんも参加したくなるように、市の方でも、関連施設の方も一緒に工夫してほしいなって私も本当にそう思ったんです。それでこの資料を事前に一通り拝読したんですけれども、こういうまちづくりっていうのは、まず田舎の方ですと、市民から言うと毎月の広報の文面でしか読むことないんですね。例えばアプリとか、スマホとかパソコンで見ること自体まだまだ浸透していないんです。それでやっぱり広報ですとまず田舎の方は読まない、知らない、関心ないっていう方が結構多いんですよ、率直な意見。それでやっぱり若い世代だけに広めるのではなく年配の方ですね、まずこういう活字とかを読まない方にも、一歩近づけるように、例えば、ユーチューブとかインスタグラムのライブ、若い世代だと、ティックトックとかです。あと最近健康アプリって市で進めていますよね。あれだと年配の方もダウンロードしてる方多いんじゃないでしょうか。あと SNS、メールマガジンです。それに添付して、毎月市役所の方がこういう情報をユーチューブとか動画で発信しますよっていうのを、広報とかで事前にお知らせして、そうすると広報を見ない方も見てみようかなとか、こういうのがいつあるっていうのは、やっぱりスケジューリングする方も結

構多いんです、田舎の方は。そういう感じで健康アプリで例えば添付して、こういうことを市でやっていますよとか、若い世代だけでなく、もう幅広く100歳とかでも見れるような状態にしたいんです私。10代とか20代とかじゃなくて、みんな長生きしていますので。やっぱりそういう方もスマホを持っている時代なので、簡単に本当にわかりやすく、市の方でもこういう情報発信していますとか、パブリックコメントとか結構文面が出ましたけども、小難しい言葉でなく、本当にわかりやすいように説明して、興味深く、食いつくような感じで、みんなで一体型にやれるようになっていけば、もっともっと良くなるんじゃないかなと、私の素直な意見なんですけども。これは自由意見ですね、失礼しました。ありがとうございます。

会 長：ありがとうございます。何か市の方から、はい。

事務局：はい。ありがとうございます。まず、私の方でただいまご説明差し上げた内容というものは、平成28年度から令和元年度まででありまして。例えば令和元年度であれば7年前になります。その頃にこのような審議会で議論されていた内容について、例えばSNSにつきましても、市では大分取り入れておりまして、市そのもののSNSもございまして、市民協働課で運用しているSNSもございまして、結構な頻度で情報も更新しております。またパブリックコメントの内容がわかりづらいというのは、実は今回皆様にお配りしております、審議会資料の会議録の方にも、審議いただいた会議の中で、委員からのご意見で出ておりますので、こういったわかりづらさというのは、もしかするとまだ解消されていないのかもしれない。そういったことは、皆様と一緒に、良い方向に向けて考えていかなければいけないなと考えております。以上です。

会 長：ありがとうございます。それでは他にご意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。本日は審議というよりも説明を我々が受けるという機会になりました。皆様の貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。私から最後になりますが、今日の会議にご出席いただいて一番初めに配られた資料2で、この審議方針についてというもの

がより明らかになったんじゃないかと思うんです。基本的に審議というのは、これまでに行われた審議内容、それから答申についてご説明いただいたわけなのですけれども、その答申への対応状況です。答申そのものに何か意見を言うというのではなくて、答申があり、その上で市がどのような取り組みをしてきたのかということ振り返るといことがまずあるわけです。その後、この基本条例があるわけですが、このまちづくり基本条例が現状にちゃんと合っているのか、修正の必要はないのか、改正の必要はないのかということについて審議するという場になっております。その点では、先ほど委員がおっしゃられた点というのは非常に、この会議の趣旨に沿ったお手本のような質問であり、ご意見であったということが言えると思います。これからも、これまでの取り組みについて、答申を踏まえた上で取り組みを振り返って、この弘前市協働によるまちづくり基本条例を見返して、改善の余地があるのかとかを検討し、この審議会ですらそれを明らかにしていく、改正していくという流れになると思います。これ以降の取り組みについても、次回の会議でご紹介いただくわけなんですけれども。私の印象としてはですね、もう少し取り組みが長期的視点であってもいいかなというふうに思うんです。単年度で繰り返されている面がありますので、それはそれで色々な取り組みができて良いとは思いますが、もう少し長い期間で、1つのテーマについて取り組んでいくと。弘前市に関して、これは大切であるということが明らかであるものに関しては、ずっとその取り組みを続けてもいいと思うんです。非常に重要な点で、今後あったほうがいいと思うのは、実際取り組んでみて、その後どうだったかという検証を踏まえた上で、さらにこのように事業を変えて続けていきたいと思いますという流れがあってもいいと思うんです。これも過去に非常にいいお話がたくさんあって、今どうなっているんだろう、もうやめてしまったのだろうか、そういうふうに思われたりしたことも多かったと思うんです。もう少し長期的な視点があってもいいかなという印象を持っています。それでは、本日は長時間にわたり、審議会のスムーズな進行にご協力いただきありがとうございました。